

## 開設後 賃借料補助について

こちらに記載した内容は、募集要項作成（2026年5月）時点のものになります。補助の内容は国や東京都の補助事業を活用したものであり、今後、国や東京都の補助事業の内容に応じて変更する可能性があります。

補助金については、予算の範囲内での交付となります。

あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

**賃貸物件型**

※ 公定価格（賃借料加算）に加えて、下記内容を別途補助します。

**1 補助対象事業**

運営事業者が確保した建物（賃貸物件）を、改修工事し、小規模保育事業所を新設・運営する事業

**2 補助対象経費**賃借料から※公定価格（賃借料加算）の額を控除した額

※ 施設の定員数に応じた単価に、入所児童数を乗じた金額

2026年度当初 賃借料加算 単価表

定員（名）	単価／名
13～19	28,600円

**3 補助期間**

開設後5年間（2027年度～2031年度）

**4 補助額**次の【①補助対象経費】と【②補助基準額】を比較し、いずれか少ない額に補助率7/8を乗じた額（千円未満 切捨）

①補助対象経費：上記2の費用額

②補助基準額：22,500,000円

※ 算出例（定員：19名、入所率100%、賃借料12,000,000円）

①補助対象経費（各経費は年額です。）

（単位：円）

項目	金額
賃借料	12,000,000
公定価格（賃借料加算）	19名 × 28,600円 × 12ヵ月 = △ 6,520,800
<b>合計</b>	<b>5,479,200</b>

②補助基準額

（単位：円）

項目	金額
<b>補助基準額</b>	<b>22,500,000</b>

&lt;選定額&gt;

① &lt; ② のため、低い額①を選定 → 選定額：5,479,200円

&lt;補助額&gt;

選定額：5,479,200円 × 7/8 = 4,794,000円（千円未満 切捨）

**補助額****4,794,000円**